# Ｗｅｂスタイル総合口座取引規定

OKB 大垣共立銀行

# 〈Ｗｅｂスタイル総合口座取引規定〉

## １．Ｗｅｂスタイル総合口座取引

Ｗｅｂスタイル総合口座取引とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める取引をいいます。）、ゴールド総合口座取引（別途ゴールド総合口座取引規定に定める取引をいいます。）、およびスーパーゴールド総合口座取引（別途スーパーゴールド総合口座取引規定に定める取引をいいます。）のうち、総合口座通帳を発行せず、Ｗｅｂスタイル総合口座（以下「本口座」といいます。）用のキャッシュカードの発行がある取引をいいます。

## ２．口座開設

（１）本口座は、大垣共立銀行（以下「当社」といいます。）所定の方法で申し込み、当社が承認した場合に開設できます。

（２）本口座の開設時は、印章（または署名）の届出は不要です。ただし、ネットプラザ支店以外の当社店舗（以下「当社店舗」といいます。）における預金の払戻しなど、当社所定の取引には、別途印章（または署名）の届出が必要です。

（３）本口座を申し込みいただけるお客さまは、当社所定の地域内に居住または勤務する個人のお客さまに限ります。

（４）全ての年齢のお客さまが本口座を開設することができますが、お客さまの年齢により申し込み方法が次のように異なります。

①年齢が満１５歳未満の場合は、親権者を代理人とする申し込みに限ります。
②年齢が満１５歳以上（中学生は除く）満１８歳未満の場合は、ご本人さまによる申し込み、および親権者を代理人とする申し込みが可能です。中学生である場合は、前記①と同様とします。
③年齢が満１８歳以上の場合は、ご本人さまによる申し込みに限ります。

（５）本口座は、おひとりさま１口座に限り開設できます。

## ３．定期預金の自動継続

（１）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は最長預入期限に次のように継続します。

①継続後の元金が３００万円未満の場合、期日指定定期預金に自動的に継続します。
②継続後の元金が３００万円以上の場合、当社所定の方法により継続します。

（２）継続された預金についても前記（１）と同様とします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当社店舗に申し出る必要があります。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出ることとします。

## ４．預金の払戻し等

預金機等を使用して普通預金の払戻しをするときは、預金機等に本口座のキャッシュカードを挿入して操作してください。

当社店舗で普通預金の払戻し、定期預金の解約あるいは書替継続をするときは、印章（または署名）を届出のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、顔写真付本人確認書類とともに提出する必要があります。

## ５．届出事項の変更等

（１）住所、氏名その他の届出事項に変更があったときや、届出た印章の変更・紛失時（印章を当社店舗に届出いただいている場合）には、直ちに当社所定の方法により届出てください。

（２）前項の住所、氏名その他の届出事項や届出印章の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

（３）印章を失ったとき（印章を当社店舗に届出いただいている場合）の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払いは、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

## ６．解約等

（１）普通預金口座を解約する場合には、当社店舗に申し出る必要があります。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払う必要があります。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

（２）当社から送付するキャッシュカードを相当期間内に受領されない場合、当社は本口座を当社所定の方法により解約できるものとします。解約にあたっては、個別に通知を行わないことがあります。

## ７．ゴールド総合口座・スーパーゴールド総合口座

本口座は、当社所定の方法でゴールド総合口座またはスーパーゴールド総合口座に切替できます。その際、契約者にはそれぞれゴールドカード、スーパーゴールドカードを発行します。

## ８．取引明細票

本口座の取引については、取引明細票は発行しません。本口座の取引明細はスーパーＯＫダイレクト、ＯＫＢアプリ等の別サービスにてご確認ください。

## ９．定期預金期日案内

本口座に付帯する定期預金については、期日案内を発行しません。定期預金の満期日および残高等は、スーパーＯＫダイレクトにてご確認ください。

## １０．マル優制度

本口座の取引については、マル優制度の取り扱いはできません。

## １１．決済用普通預金

本口座は、普通預金単独で利用することができます。ただし、決済用普通預金として利用することはできません。

## １２．規定の準用

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、ゴールド総合口座取引規定、およびスーパーゴールド総合口座取引規定、ならびにカード等規定集に収録の各規定、その他関連諸規定により取り扱いします。

## １３．規定の変更

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱いします。

以　上